

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月13日

北上地区消防組合消防本部
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防署の組織等に関する規程（平成7年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(署長及び副署長)</p> <p>第2条 消防署に消防署長（以下「署長」という。）<u>及び副署長</u>を置く。</p> <p>2 署長は消防司令長<u>を、副署長は、消防司令</u>をもって充てる。</p>	<p>(消防署長)</p> <p>第2条 消防署に消防署長（以下「署長」という。）を置く。</p> <p>2 署長は消防司令長の階級にある者をもって充てる。</p> <p><u>3 署長は、消防長の命を受け、消防署の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></p>
<p>(署長及び副署長の職務)</p> <p>第3条 <u>署長は、消防長の命を受け、消防署の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。</u></p>	<p>(副署長)</p> <p>第3条 <u>消防署に副署長を置く。</u></p>
<p><u>2 副署長は、消防署の所掌事務について署長を補佐し、署</u></p>	<p><u>2 副署長は消防司令長又は消防司令の階級にある者をもって充てる。</u></p> <p><u>3 副署長は、消防署の所掌事務について署長を補佐し、署</u></p>

長に事故あるとき、又は署長が欠けたときは、その職務を代理する。

(係の設置及び分掌事務)

第4条 [略]

2 [略]

(分署の分掌事務)

第5条 分署の分掌事務は、署長が別に定める。

2 分署の職員は、事務分担を定めたとき、別に定める事務分担表により署長に報告しなければならない。これを変更

長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(当直部長)

第4条 消防署に当直部長を置く。

2 当直部長は消防司令の階級にある者をもって充てる。

3 当直部長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

(分署長、出張所長及び副分署長)

第5条 分署に分署長及び副分署長を、出張所に出張所長を置く。

2 分署長は消防司令の階級にある者をもって充てる。

3 出張所長及び副分署長は消防司令補の階級にある者をもって充てる。

4 分署長及び出張所長は、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

5 副分署長は、分署長を補佐し、分署長に事故あるとき又は分署長が欠けたときは、その職務を代理する。

(係の設置及び分掌事務)

第6条 [略]

2 [略]

3 分署の分掌事務は、署長が別に定める。

したときも、同様とする。

(分署長、出張所長及び副分署長)

第6条 分署に分署長及び副分署長を、出張所に出張所長を置く。

2 分署長は消防司令をもって充てる。

3 出張所長及び副分署長は消防司令補以上の者をもって充てる。

4 分署長及び出張所長は、署長の命を受け、所属職員を指揮監督し、所管事務を掌理する。

5 副分署長は、分署長を補佐し、分署長に事故あるとき又は分署長が欠けたときは、その職務を代理する。

(係の分掌事務)

第7条 係の分掌事務及び職員の事務分担は、署長が別に定める。

2 署長は、職員の事務分担を定めたとき、及び分署長から報告をうけたときは、別に定める事務分担表により消防長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(係長)

第8条 [略]

2 係長は、消防司令補以上の者をもって充てる。

3 [略]

(事務分担)

第7条 係の事務分担は署長が定め、分署の事務分担は分署長が定めるものとする。

2 分署長は、事務分担を定めたとき、別に定める事務分担表により署長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

3 署長は、職員の事務分担を定めたとき及び分署長から報告を受けたときは、別に定める事務分担表により消防長に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(係長)

第8条 [略]

2 係長は、消防司令補の階級にある者をもって充てる。

3 [略]

(主任)

第9条 係に必要なに応じて主任を置く。

2 主任は、消防司令補をもって充てる。

3 [略]

4 分署及び出張所に必要に応じて主任を置く。

(当直長)

第10条 消防署、分署及び出張所（以下「消防署等」という。）の当直勤務は2部制とする。

2 消防署に当直1部長及び当直2部長を置き、消防司令補以上の者をもって充てる。

3 消防署等の当直勤務には当直長を置き、消防署にあっては消防司令補以上の者を、分署及び出張所にあつては消防士長以上の者をもって充てる。

4 当直長は、当直勤務員の勤務区割を定めて署長又は分署長の承認を受け、当直勤務員を統括する。

5 当直長は、第4条第2項第24号に係る災害時にあつては、上司の到着まで現場指揮に当たるものとする。

(主任)

第9条 係、分署及び出張所に必要に応じて主任を置くことができる。

2 主任は、消防司令補の階級にある者をもって充てる。

3 [略]

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、消防長が別に定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。